

(平成30年9月18日現在)

石巻市事業復興型雇用創出助成金（新型）の手引き

※ 助成金の申込を予定している方は、この「手引き」と「石巻市事業復興型雇用創出助成金交付要綱」を充分確認した上で、申込の手続を行ってください。

【目次】

- I 助成金の概要について
- II 手続の基本的な流れ（事務フロー）
- III 申込手順について
 - ・チェックリスト

1 趣旨

東日本大震災で被災した石巻市内において安定的な雇用を創出すること及び地域の中核となる産業や経済の活性化に資することを目的に、市の産業政策の支援等の対象となった市内の事業所において、被災三県求職者（平成 23 年 3 月 11 日時点で岩手県、宮城県及び福島県内に所在する事業所に雇用されていた者又は居住していた者であって、失業状態にあるもの（高等学校、大学等を卒業した者又は卒業予定の者で、卒業後 3 年以内かつ職歴のないものを含む。）をいい、高等学校、大学等を卒業予定の者で被災三県外に居住するものの扶養者が平成 23 年 3 月 11 日時点で県内に居住していた場合（震災により県外に住所又は居所を変更している場合を含み、震災の発生後に県内に居住することとなった場合を除く。）において、当該卒業予定の者が市内にある事業所に就職する場合は、当該卒業予定の者（以下「Uターン就職者」という。）を被災三県求職者とみなす。）を雇い入れた場合、雇い入れに係る 3 年間の費用の一部を助成金とし交付するものです。

なお、本事業は、「事業復興型雇用創出事業実施要領」、「緊急雇用創出事業実施要領」に基づき、石巻市が実施します。

2 事業内容

(1) 助成対象事業主

以下の全てを満たす事業主となります。

- ① 市内に事業所を有している。
- ② 平成 23 年 3 月 11 日以降平成 28 年 3 月 31 日までの間に市の補助金、融資等（対象産業政策）の対象となることが決定している。
- ③ 平成 27 年 4 月 1 日以降平成 28 年 3 月 31 日までの間に、本助成金の対象となる新規雇用者を 1 人以上雇い入れた。
- ④ 雇用保険の適用事業の事業主であること。
※雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者（以下「雇用保険被保険者」という。）としての資格取得義務がない労働者のみを雇用している場合は、例外的に雇用保険の適用事業の事業主であることを要しません。
- ⑤ 労働者の出勤状況及び賃金の支払い状況を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を適切に整備、保管していること。
(※ その他、不交付要件有り。)

(2) 助成対象事業所

交付対象事業主が有する市内の事業所のうち、(1) ②に規定する事業の実施対象となる事業所であって、平成 28 年度までに石巻市事業復興型雇用創出助成金（新型）の交付決定がなされた市内の事業所をいいます。

(3) 助成対象労働者

以下の全てを満たす新規雇用者又は再雇用者となります。ただし、再雇用者については、新規雇用者1人に対して4人を限度として、雇入日の早い者から順に対象労働者とします。

〔 例えば、新規雇用者2人と再雇用者10人を雇い入れた場合は、再雇用者は8人(2×4=8)までが助成対象となり、残りの2人は助成対象外となります。 〕

- ① 被災三県求職者であって、平成30年2月4日以降、平成30年3月30日までに助成対象事業所で雇い入れた労働者で、かつ、最初の新規雇用者の雇入れから2年以内に雇い入れた労働者
※最初の新規雇用者(旧型の交付決定を受けた事業所については、旧型における最初の新規雇用者をいいます。以下同じ。)の雇い入れより前に雇い入れた再雇用者の場合は、平成23年11月21日以降平成31年3月31日までの間に対象事業所で雇い入れた者
- ② 雇用契約が、「期間の定めのない雇用」又は「更新が可能な1年以上の有期雇用」である者
- ③ 雇用保険被保険者として雇い入れられた者
※雇用保険被保険者としての資格取得義務がない労働者のみを雇用している場合は、例外的に雇用保険の適用事業の事業主であることを要しません。
- ④ 申請時点で助成対象事業所に所属している者
- ⑤ 対象産業政策の対象となることが決定した日以降に対象事業所で雇い入れた者
- ⑥ 社会保険の被保険者となった時点で加入している者
(※ その他、対象外要件有り。)

(4) 助成金額

助成金の交付額は、1事業所につき2,000万円を上限(申請額で2,000万円を上限とし、旧型の交付決定を受けた事業所は、合算した額とします。)とし、対象労働者の区分及び雇入れの時期に応じて、次の表に掲げる額を対象労働者1人当たりの限度額(以下、「交付限度額」という。)として交付します。

(表1) 平成28年3月31日までに申請した労働者

対象労働者の区分	交付限度額			
	総額	第1期	第2期	第3期
新規雇用者でかつフルタイム労働者である場合	225万円	120万円	70万円	35万円
再雇用者でかつフルタイム労働者である場合	180万円	96万円	56万円	28万円
新規雇用者でかつ短時間労働者である場合	110万円	60万円	35万円	15万円
再雇用者でかつ短時間労働者である場合	88万円	48万円	28万円	12万円

(表2) 平成28年4月1日以降に申請した労働者

対象労働者の区分	交付限度額			
	総額	第1期	第2期	第3期
新規雇用者でかつフルタイム労働者である場合	120万円	60万円	40万円	20万円
再雇用者でかつフルタイム労働者である場合	96万円	48万円	32万円	16万円
新規雇用者でかつ短時間労働者である場合	60万円	30万円	20万円	10万円
再雇用者でかつ短時間労働者である場合	48万円	24万円	16万円	8万円

※ 助成金の助成対象期は、雇入日から最初の1年が経過する日までを第1期、その後の1年を第2期、残りの1年を第3期とします。

なお、助成対象期の途中で助成対象期間の末日を迎える場合は、当該助成対象期間の末日までの日数に応じた額を交付限度額とします。

(5) 交付申請の受付期間

平成30年9月18日(火)から平成31年2月28日(木)まで随時受け付けることとします。(石巻市の休日を定める条例(平成17年石巻市条例第2号)第1条第1項に規定する石巻市の休日を除く)とします。ただし、初回申請時は予約制とします。

※1: 既に雇い入れた被災三県求職者の方を対象として、上記の期間において申請可能です。(申請時点で既に離職している場合を除き、交付申請前の雇用実績についても、原則として助成対象とします。)

※2: 予算が不足した場合においては、受付期間が変更になる場合があります。(その場合は、市のホームページ等で別途周知させていただきます。)

(6) 助成金の交付決定

当該年度分の助成金の交付額を示して交付決定します。

例えば、平成29年4月1日に助成対象労働者(フルタイム労働者、新規雇用者)を1名雇用した場合の交付決定額は、「平成29年度金600,000円」となります。

助成対象期間となる年度において2つの助成対象期が属する場合は、各年度の交付額は、2つの助成対象期の交付限度額と日数の割合により算定します。

ただし、交付対象事業主が、対象労働者(補充労働者を除く。)の雇い入れ後、助成対象期間に属する年度の末日まで当該雇用を継続し、その翌年度に交付申請を行い、交付決定を受ける場合は、当該交付決定を受けた年度の前年度の助成対象期間に係る交付額は、当該交付決定を受けた年度の交付額に加算します。

(7) 助成対象期間

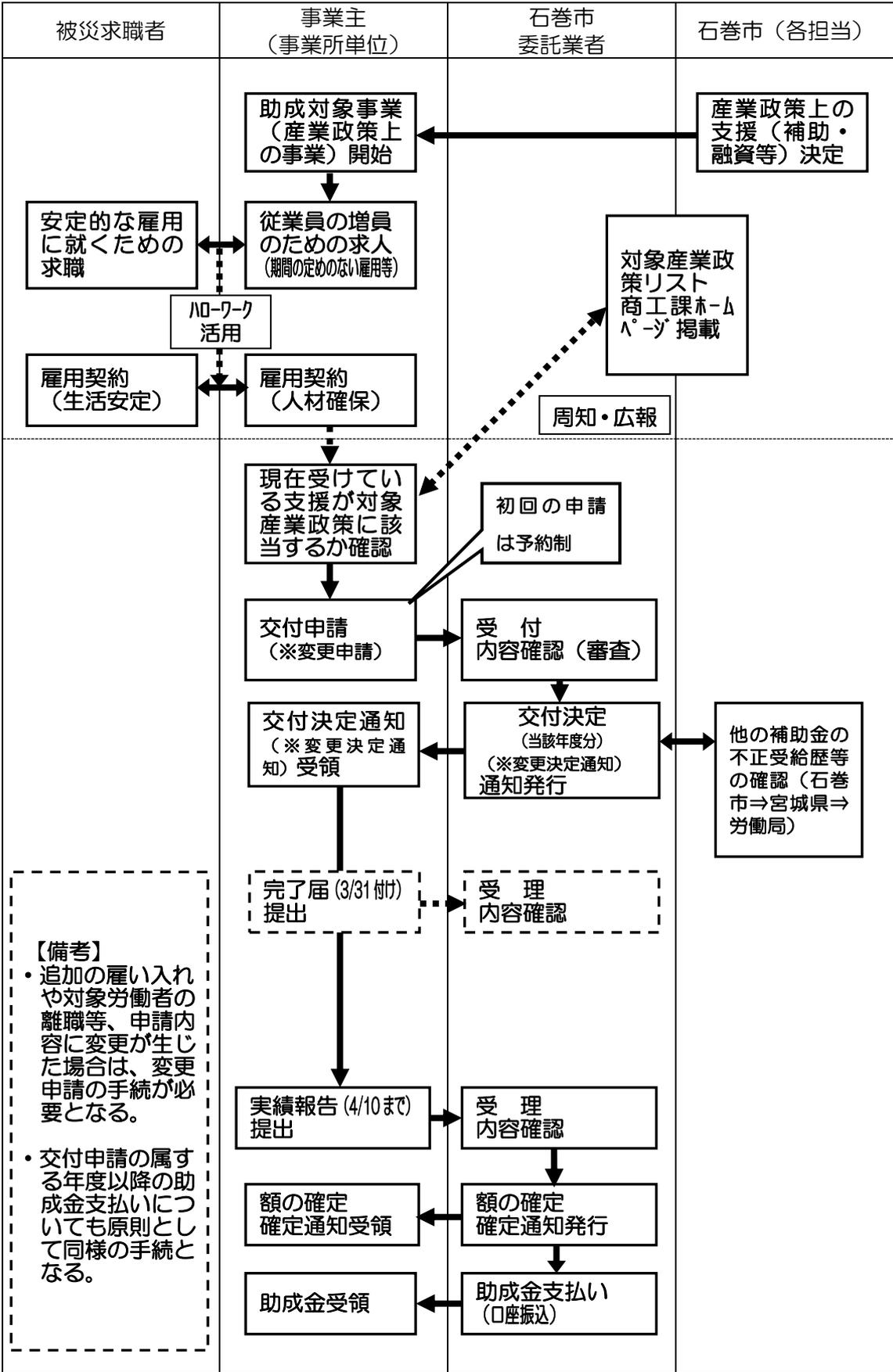
対象労働者が新規雇用者である場合における助成対象期間は、雇入日を起算日として3年間とし、交付申請日から2か月を超えて遡及して交付することはできません。(以下「不交付期間」といいます。)

ただし、平成30年10月17日までに申請があった場合に限り、雇入日から2か月以内に申請があったものとみなし、不交付期間を適用しないこととします。

なお、雇入日から3年を経過する日が平成33年3月31日を越える場合は、平成33年3月31日までとします。

その他、対象労働者が再雇用者である場合における助成対象期間等の考え方については、石巻市事業復興型雇用創出助成金(新型)交付要綱第6条を確認してください。

II 手続の基本的な流れについて



Ⅲ 申込手順について

1 事前の確認

(1) 交付要件

交付対象事業主、助成対象事業所、助成対象労働者の確認（最後のページに添付している「石巻市事業復興型雇用創出助成金受給要件チェックリスト」を御活用ください。）

(2) 申請できる対象労働者

平成30年度に交付申請できる対象労働者は、I-2-(3)の要件を全て満たす者であって、I-2-(2)に規定する助成対象事業所において雇い入れた労働者で、かつ、最初の新規雇用者の雇入れから2年以内に雇入れた労働者に限ります。（ただし、補充労働者については補充対象となる労働者の離職日の翌日以降平成31年3月31日までに雇入れた労働者。）

2 提出先及び受付時間

- **提出先** 石巻市事業復興型雇用創出助成金事務センター（事務センター）
〒986-0824
石巻市立町一丁目4番15号
電話：0225-21-6226 ファクシミリ：0225-93-2203
- ※ **申請は予約制**とし、直接事務センターまで持参してください。
- ※ 提出書類について、詳細内容の確認を要する場合、聴き取り等をさせていただく場合がありますが、あらかじめご了承ください。
- ※ 申請書の提出の際に申請内容や添付書類を確認させていただくことから、受付の際に順番にお待ちいただく場合がありますが、あらかじめご了承ください。
- **受付時間** 平日（祝祭日を除く） 午前9時00分から午後5時30分まで

3 提出書類

書類名	備 考	チェック欄
交付申請書(様式第1号)	<ul style="list-style-type: none"> • 第1号：必須。 • 第1・3・4・9・11号共通(様式第1号別紙1)：必須 • 第1・3・4・9・11号共通(様式第1号別紙2)：再雇用者がいる場合必要。 ○対象産業政策の支援を受けた事業所単位で提出してください。 	
口座が確認できる書類	○交付申請書(様式第1号)8交付希望金融機関に記載する口座を確認する書類(通帳の写し等)	
委任状	<ul style="list-style-type: none"> ○代理人が申請する場合(代理人を変更する場合は、その都度提出してください。) ○委任関係を証明するものであれば、様式は任意です。 	
リストに掲げる事業(対象産業政策)を実施している事業主であることが分かる書類の写し(対象産業政策による支援を受	石巻市内に有する事業所において、対象産業政策リストに掲げる政策による支援を受けていることを証明する書類の写し ○書類の種類(例) ・補助金の場合は、原則として、「交付決定通知書」	

<p>けていることを証明する書類)</p>	<p>(※1) 及び「事業計画書」(※2) の写し ※1 : 採択日 (当初交付決定日) を確認する必要があるため、当初交付決定に係るものに限る。 ※2 : 補助金の支援対象となった事業所が特定できるものに限る。 ・提出すべき書類の種類が不明な場合は、支援元の行政機関等に御確認ください。</p>	
<p>事業主が営む業種並びに役員等の住所及び氏名が分かる書類</p>	<p>○法人の場合は、法務局発行の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) (申請時から3か月前の日かつその年の4月1日以降に発行されたものに限る。) ○個人事業主の場合は、税務署へ提出した開業届 (控え) の写し及び住民票謄本の写し、又は直近の「所得税の申告書」(控え) の写し (事業所得金額の記入があるものに限る。) 等 ・原則として、交付申請時から3か月前の日以降に発行されたものに限る。</p>	
<p>不交付要件に該当しないことの申立書 (様式第1号別紙3)</p>	<p>○申立内容を必ず御確認の上、提出してください。(申立内容と事実と相違があることが判明した場合は、交付した助成金全部について返還を求めるとともに、以後の助成金の交付を行わないことがあります。)</p>	
<p>県税事務所長が発行する都道府県税の納税証明書※</p>	<p>○県税事務所にて以下の内容で交付申請を行ってください。 ・使用目的「その他 (石巻市事業復興型雇用創出助成金申請のため)」 ・証明事項「未納がないこと」 ・税目「全ての県税」 ○申請から2週間前の日以降に発行されたものに限る。 ○原本に限る。(写し不可)</p>	
<p>市税について※</p>	<p>○石巻市事業復興型雇用創出助成金に係る市税完納証明申請書 (別記様式) ○申請から2週間前の日以降に発行されたものに限る。 ○原本に限る。(写し不可)</p>	
<p>対象労働者に係る雇用契約書又は雇入通知書等の写し</p>	<p>○対象労働者全員分 ○労働基準法第15条及び同法施行規則第5条に規定される労働者への明示義務事項 (労働契約の期間、就業の場所及び従事すべき内容、始業及び終業の時期、休憩時間、休日、賃金など) が記載されているものに限る。 ○労働基準法上の明示義務事項について、就業規則の一部を引用している場合 (「就業規則第〇条による」などの記載がある場合) は、「就業規則の写し (全頁)」も添付すること。※労働基準監督署の受領印があるもの ○労働時間や休日について、「シフト表による」、「休日スケジュール表による」などと記載している場合は、「シフト表の写し (申請日前3か月分)」や「休日スケジュール表の写し」も添付すること。 ○変形労働時間制の場合は、「就業規則の写し (全頁。週所定労働時間が確認できるものに限る。)」又は「変形労働時間に関する労使協定書の写し」も添</p>	

<p>官公署で発行する対象労働者の住所、氏名及び生年月日を確認できる書類の写し</p>	<p>付すること。</p> <p>○対象労働者全員分</p> <p>○現在の住所・氏名及び平成23年3月11日時点での住所を証明する住民票又は戸籍の附票の写し（申請日から遡って3か月以内のもので、その年の4月1日以降のものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年3月11日時点の住所と現住所が同じ場合：住民票の写し ・平成23年3月11日時点の住所から同一市町村内で転居している場合：住民票の写し ・平成23年3月11日時点の住所から他市町村に転居している場合：戸籍の附票の写し <p>○上記事項を証明できる場合は、運転免許証の写しでの代用を可とする。（平成23年3月12日以降に交付（更新）された運転免許証の写しは不可）</p> <p>○対象労働者が新卒Uターン者の場合は、以下の①～③の書類の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ①労働者本人が新卒者であることを証明する書類の写し（卒業証書等の写し） ②労働者の扶養者が、平成23年3月11日時点で県内に居住していたことが分かる書類の写し（扶養者の住民票又は戸籍の附票の写し。上記と同様の場合は、運転免許証での代用を可とする。） ③労働者と扶養者が親族関係にあることが分かる書類の写し（戸籍謄本） <p>※労働者と扶養者が住民登録上同一世帯に属している場合で、扶養者が平成23年3月11日時点の住所と同一市町村内に居住している場合は、②と③については、住民票謄本（続柄記載のもの）の代用を可とする。</p>	
<p>公共職業安定所長が交付する雇用保険事業所別被保険者台帳の写し</p>	<p>○所管の公共職業安定所（ハローワーク）に提供依頼書を提出し、交付を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種類：全被保険者 ・出力順：氏名の50音順 ・指定期間：平成20年11月21日～発行日現在 <p>○対象労働者にマーキングし、提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、交付申請時から2週間前の日以降に発行されたものに限る 	
<p>雇用契約の更新に係る申立書（様式第1号別紙4）</p>	<p>○有期雇用の対象労働者ごと。（期間の定めのない雇用契約により雇い入れた労働者については、添付不要）</p> <p>○本人確認欄に、雇用契約の更新の有無及びその判断基準について明示されていることについて、記名押印又は署名が必要です。</p>	
<p>再雇用者に該当しないことの申立書（様式第1号別紙5）</p>	<p>○再雇用者に該当しない対象労働者（新規雇用者）ごと。</p> <p>○本人確認欄に、再雇用者ではないことについて記名押印又は署名が必要です。</p>	

事業所におけるフルタイム労働者の1週間の所定労働時間が分かる書類の写し	○対象労働者一覧に記入した週当たりの労働時間の算出根拠となる書類に限る ○就業規則等の写し等 ・対象労働者一覧に記入した週当たりの労働時間がフルタイム労働者に該当することの根拠となる書類に限る。	
宮城県事業復興型雇用創出助成金（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型又は中小企業型）に申請していないことの申立書（第1号別紙6）	○申立内容を必ず御確認の上、提出してください。（申立内容と事実と相違があることが判明した場合は、交付した助成金全部について返還を求めるとともに、以後の助成金の交付を行わないことがあります。）	
申請する労働者の健康保険証の写し又は健康保険、厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し	○原則として、健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し（健康保険及び厚生年金保険の加入義務がない場合は、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの申立書を提出すること（様式第1号別紙7））を提出してください。（ただし、健康保険証の写しでも可）裏面に住所の記載がある場合は裏面の写しも提出ください。 ○申請する労働者全員分 ○申請する労働者にマーキングしたもの	

※上記以外の書類についても、必要に応じて提出を求める場合があります。

(2) 申請受付期間

(3ページに記載しています。)

4 その他留意事項

(1) 新規雇用者の公募について

新規雇用者の募集に当たっては、公共職業安定所への求人申込みを行うなど、可能な限り公募するよう努めてください。

(2) 補充労働者の取扱いについて

同じ対象労働者の区分（2ページのⅠ-2-(4)）に属する複数の対象労働者が離職している場合において、当該区分に属する対象労働者を新たに雇い入れたときは補充労働者として取り扱うことができます。その場合は、雇入日の早い順に対象労働者に対する補充労働者として取り扱います。

(3) 再雇用者に係る助成対象期間の取扱いについて

新規雇用者の離職又は助成対象期間の終了により、離職した新規雇用者に対応する再雇用者（新規雇用者の離職により、同一の事業所で雇い入れる対象労働者の総人数に占める再雇用者の割合が8割を超えたため、助成対象外となる再雇用者）に係る助成対象期間が停止する場合においては、雇入日の早い対象労働者から順に停止します。

また、複数の新規雇用者の離職又は助成対象期間の終了により、離職した新規雇

用者に対応する再雇用者（新規雇用者の離職により、同一の事業所で雇い入れる対象労働者の総人数に占める再雇用者の割合が8割を超えたため、助成対象外となる再雇用者）に係る助成対象期間が停止している場合において、新たに新規雇用者を雇い入れることにより、当該再雇用者のうちの一部の者についてのみ助成対象期間が再開するときは、雇入日の早い対象労働者から順に再開します。

（４）状況報告について

市長は、交付対象事業主に対し、必要の都度、様式7号等により、対象労働者の雇用状況等について報告を求めることができます。

5 変更申請等に必要な書類

（１）変更申請等に必要な書類

交付決定後において、申請内容等に関して、以下の変更等が生じた場合には、該当する変更内容（A～C）に応じて、以下の書類、正本1部を市長に提出し承認を受けてください。

【変更内容】

A 対象労働者が、助成対象期間の途中において、次のイに掲げる助成金の増額要件に該当した場合

イ 新たに対象労働者を雇い入れた場合、又は当該雇い入れに伴い既に雇い入れた再雇用者が対象労働者となった場合

※対象労働者について、所定労働時間の変更により2ページI-2-(4)の表に掲げる対象労働者の区分が変更された場合であっても、増額変更は行わないものとする。

B 対象労働者が、助成対象期間の途中において、次に掲げる助成金の減額要件に該当した場合

イ 対象労働者が離職した場合

ロ 対象労働者について、2ページI-2-(4)の表に掲げる対象労働者の区分が変更された場合

ハ 対象労働者について、所定労働時間の減少等により対象労働者に該当しないこととなった場合

ニ 対象労働者を別の事業所(この助成金の助成対象となっている事業所を含む。)に配置転換した場合

C 助成対象期間の途中において、事業主が助成金の交付対象となっている市内に存する事業所を廃止するなどにより、交付対象事業主に該当しないこととなる場合

【提出先及び受付時間】 Ⅲ-2と同様

【注意点】

前ページに記載した変更内容（A～C）に応じて、「○」印の付いた書類の提出が必要となります。

書類名	備 考	変更内容						チェック欄
		A	B イ	B ロ	B ハ	B ニ	C	
変更申請書（様式第 3 号）	<p>○増額申請用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3号：必須。 ・第1・3・4・9・11号共通（様式第1号別紙1）：必須 ・第1・3・4・9・11号共通（様式第1号別紙2）：再雇用者がいる場合必要。 <p>○別紙1（2）は、変更の対象となった者だけでなく全ての労働者について要記入。</p>	○						
変更申請書（様式第 4 号）	<p>○減額申請用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4号：必須 ・第1・3・4・9・11号共通（様式第1号別紙1）：必須 ・第1・3・4・9・11号共通（様式第1号別紙2）：再雇用者がいる場合必要。 <p>○別紙1（2）は、変更の対象となった者だけでなく全ての労働者について要記入。</p>		○	○	○	○		
不交付要件に該当しないことの申立書（様式第1号別紙3）	<p>○申立内容を必ず御確認の上、提出してください。（申立内容と事実と相違があることが判明した場合は、交付した助成金全部について返還を求めるとともに、以後の助成金の交付を行わないことがあります。）</p>	○						
対象労働者に係る雇用契約書又は雇入通知書の写し	<p>○対象労働者全員分（雇い入れ時から最新のものまですべて）</p> <p>○労働基準法第15条及び同法施行規則第5条に規定される労働者への明示義務事項（労働契約の期間、就業の場所及び従事すべき内容、始業及び終業の時期、休憩時間、休日、賃金など）が記載されているものに限る。</p> <p>○変形労働時間制の場合は、「就業規則の写し（全頁。週所定労働時間が確認できるものに限る。）」又は「変形労働時間に関する労使協定書の写し」も添付すること。</p>	○		○	○			
官公署で発行する対象労働者の住所、氏名及び生年月日を確認できる	<p>○対象労働者全員分</p> <p>○現在の住所・氏名及び平成23年3月11日時点での住所</p>	○						

書類の写し	<p>を証明する住民票又は戸籍の附票の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年3月11日時点の住所と現住所が同じ場合：住民票の写し ・平成23年3月11日時点の住所から同一市町村内で転居している場合：住民票の写し ・平成23年3月11日時点の住所から他市町村に転居している場合：戸籍の附票の写し <p>○上記事項を証明できる場合は、運転免許証の写しでの代用を可とする。(平成23年3月12日以降に交付(更新)された運転免許証の写しは不可)</p> <p>○対象労働者が新卒Uターン者の場合は、以下の①～③の書類の写し</p> <p>①労働者本人が新卒者であることを証明する書類の写し(卒業証書等の写し)</p> <p>②労働者の扶養者が、平成23年3月11日時点で宮城県内に居住していたことが分かる書類の写し(扶養者の住民票又は戸籍の附票の写し。上記と同様の場合は、運転免許証での代用を可とする。)</p> <p>③労働者と扶養者が親族関係にあることが分かる書類の写し(戸籍謄本)</p> <p>※労働者と扶養者が住民登録上同一世帯に属している場合で、扶養者が平成23年3月11日時点の住所と同一市町村内に居住している場合は、②と③については、住民票謄本(続柄記載のもの)の代用を可とする。</p>								
公共職業安定所長が交付する雇用保険事業所別被保険者台帳の写し	<p>○所管の公共職業安定所(ハローワーク)に提供依頼書を提出し、交付を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種類：全被保険者 ・出力順：氏名の50音順 ・指定期間：平成20年11月21日～発行日現在 <p>○対象労働者にマーキングし、提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として交付申請時から2週間前の日以降に発行され 	○							

	たものに限る。								
雇用契約の更新に係る申立書（様式第1号別紙4）	○有期雇用の対象労働者ごと（期間の定めのない雇用契約により雇い入れた労働者については、添付不要） ○本人確認欄に、雇用契約の更新の有無及びその判断基準について明示されていることについて、記名押印又は署名ください。	○							
再雇用者に該当しないことの申立書（様式第1号別紙5）	○再雇用者に該当しない対象労働者（新規雇用者）ごと ○本人確認欄に、再雇用者ではないことについて記名押印又は署名ください。	○							
事業所におけるフルタイム労働者の1週間の所定労働時間が分かる書類の写し	○事業所におけるフルタイム労働者の1週間の所定労働時間が40時間未満である場合 ○就業規則等の写し等 ・対象労働者一覧に記入した週当たりの労働時間がフルタイム労働者に該当することの根拠となる書類に限る。	○							
宮城県事業復興型雇用創出助成金（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型又は中小企業型）に申請していないことの申立書（第1号別紙6）	○申立内容を必ず御確認の上、提出してください。 （申立内容と事実と相違があることが判明した場合は、交付した助成金全部について返還を求めるとともに、以後の助成金の交付を行わないことがあります。）	○							
申請する労働者の健康保険証の写し又は健康保険、厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し	○原則として、健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写しを提出してください。（ただし、健康保険証の写しでも可）裏面に住所の記載がある場合は裏面の写しも提出ください。 ○申請する労働者全員分 ○申請する労働者にマーキングしたもの	○							
公共職業安定所長が交付する対象労働者に係る雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し	○対象労働者分		○		○				
対象労働者が離職した年月日及び離職した理由が分かる書類の写し	○対象労働者分 ○退職届、解雇予告通知書の写し等		○						
対象労働者を配置転換した年月日及び事実が分かる書類の写し	○対象労働者分 ○辞令等の写し						○		

廃止申請書（様式第5号）	○廃止申請用								○	
交付対象事業主に該当しないこととなった年月日及びその内容が分かる書類	○廃止申請用								○	

※上記以外の書類についても、必要に応じて提出を求める場合があります。

（2）申請受付期間

①増額事由（A）が生じた場合

新たに助成対象となる労働者を雇い入れた場合、又は、新たに雇入れた労働者が補充労働者に該当する場合は、Ⅰ－2－（5）「交付申請の受付期間」内に申請してください。

※予算が不足した場合等においては、受付期間が変更となる場合があります。

（その場合は、市のホームページ等で別途周知させていただきます。）

6 完了届及び実績報告に必要な書類

（1）完了届に必要な書類

助成金の交付決定を受けた事業主は、助成対象期間が属する年度の末日において、又はすべての対象労働者の助成対象期間が終了した日、及び廃止承認を受けた日において、完了届（様式第8号）正本1部を市長に提出してください。

【提出先及び受付時間】 Ⅲ-2と同様

（2）実績報告に必要な書類

助成対象期間に属する年度が終了したときは、以下の書類、正本1部を市長に提出してください。

【提出先及び受付時間】 Ⅲ-2と同様

書類名	備 考	チェック欄
実績報告書(様式第9号)	<p>○実績報告用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9号：必須 ・第1・3・4・9・11号共通(様式第1号別紙1)：必須 ・第1・3・4・9・11号共通(様式第1号別紙2)：再雇用者がいる場合必要 	
基本賃金等支払状況等確認票	<p>○対象労働者全員分</p> <p>○労働者ごとに、次の賃金形態に応じた様式を使用し、作成してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月給制用(様式第9号別紙1) ・日給制用(様式第9号別紙2) ・時給制用(様式第9号別紙3・別紙) ・歩合制用(様式第9号別紙4) <p>○労働者都合の欠勤により、基本賃金を減額している場合は、次の書類も作成してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・欠勤理由確認書(様式第9号別紙5) 	
対象労働者に係る雇用契約書又は雇入通知書等の写し	<p>○対象労働者全員分</p> <p>○雇い入れ時から最新のものまでの全て</p>	
公共職業安定所長が交付する雇用保険事業所別被保険者台帳の写し	<p>○所管の公共職業安定所(ハローワーク)に提供依頼書を提出し、交付を受けてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種類：全被保険者 ・出力順：氏名の50音順 ・指定期間：平成20年11月21日～発行日現在 <p>○実績報告から2週間前の日以降かつ実績報告対象期間の末日以降に発行されたものに限る。</p> <p>○対象労働者にマーキングし、提出すること。</p>	
対象労働者の出勤簿又はタイムカードの写し	<p>○対象労働者全員分</p> <p>○当該年度の勤務時間勤務状況が確認できる出勤簿又はタイムカードの写し(前年度に属する助成対象期間に対応する助成金の交付を受ける場合は、前年度のものを含む。)</p> <p>○交付決定後、初めて実績報告を行う場合は、雇入日から当該年度までのもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象労働者一覧に記入した週当たりの労働時間がフルタイム労働者に該当することの根拠となる書類に限る。 	
対象労働者の賃金の支払状況が確認できる賃金台帳の写し	<p>○対象労働者全員分</p> <p>○対象労働者に対する当該年度の賃金の支払状況が確認できる賃金台帳の写し(前年度に属する助成対象期間に対応する助成金の交付を受ける場合は、前年度のものを含む。)</p> <p>○実績報告日現在で支払期日が到来していない部分については、添付不要です。</p> <p>○交付決定後、初めて実績報告を行う場合は、雇入日から当該年度までのもの</p>	
割増賃金の計算方法チェックリスト(様式第9号別紙6)	<p>○対象労働者全員分</p>	

<p>県税事務所長が発行する 都道府県税の納税証明書 ※</p>	<p>○県税事務所にて以下の内容で交付申請を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用目的「その他（石巻市事業復興型雇用創出助成金実績報告のため）」 ・証明事項「未納がないこと」 ・税目「全ての県税」 <p>○実績報告から2週間前の日以降に発行されたものに限る。 ○原本に限る。（写し不可）</p>	
<p>市税について※</p>	<p>○石巻市事業復興型雇用創出助成金に係る市税完納証明申請書（別記様式）</p> <p>○申請から2週間前の日以降に発行されたものに限る。 ○原本に限る。（写し不可）</p>	

※上記以外の書類についても、必要に応じて提出を求める場合があります。

（3）提出期日

当該年度の翌年度の4月10日までに提出してください。

ただし、交付決定又は交付変更決定の対象となった全ての対象労働者の助成対象期間が終了したとき、又は廃止承認を受けたときは、助成対象期間の終了若しくは廃止承認の日から1か月を経過した日又は当該終了若しくは廃止承認の日の属する年度の翌年度の4月10日のどちらか早い日までに、提出してください。